

松江市歴史的建造物保全継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市歴史的建造物保全継承事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

補助金の名称	松江市歴史的建造物保全継承事業補助金
補助金交付の目的	松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例（平成28年松江市条例第55号。以下「条例」という。）に基づき登録された松江市登録歴史的建造物（以下「登録歴史的建造物」という。）の保全継承に対する行為に対し、補助金を交付することにより、当該建造物の歴史的価値を保全し、歴史的資源を活かした魅力あるまちづくりに資することを目的とする。
補助金交付の対象事業	登録歴史的建造物の保全継承及び活用することを目的とし、建築基準法及び消防法等の関係法令に適合した、次に掲げる事業の工事費を対象とする。 (1) 条例に基づき締結した保全契約で定める保全すべき部位の修繕・改修事業 (2) 耐力上必要な主要構造部（柱・梁・基礎等）の修繕・改修事業 (3) (1) で定める以外の外観で、建築当時の写真・図面などの資料に基づき往時の意匠に復原する事業
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2以内で上限300万円 但し、登録歴史的建造物と一体となった工作物（塀・門等）については補助対象経費の3分の2以内で上限200万円
終 期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	条例に基づき松江市と保全契約を締結した登録歴史的建造物の所有者。 ただし、この要綱の規定により補助を受けた登録歴史的建造物に対しては、交付対象事業の完了の日から起算して5年間は天災、その他これに類する事由により市長が特に必要と認める場合を除き、補助金交付の対象としない。

(交付の条件)

第3条 補助金の交付について、以下の条件を定める。

- (1) 松江市税を滞納していないこと。
- (2) 前条の事業は、当該補助事業の交付決定を受けた会計年度内に完了すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要に応じて市長が付する条件。

(交付の時期)

第4条 補助金等は、補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部または一部を交付することができる。

(財産処分の制限)

第5条 補助を受けた者は、当該補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助を受けた者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を松江市に納付した場合、交付対象事業の完了から起算して10年を経過した場合又は市長が災害その他の特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。